

陳 情 文 書 表


3 陳情第78号

市民いこいの家の売却に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 3 年 12 月 6 日
(西暦 2021 /)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市桜町 [REDACTED]
	氏 名	前田信子  ほか / 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都小金井市桜町 [REDACTED]
	氏 名	前田武志
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 12 月 6 日 13:59			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

令和3年12月6日
(2021年)

小金井市議会議長 鈴木成夫様

氏名 前田 信子

住所 小金井市桜町

連絡先

市民いこいの家の売却に関する陳情書

1 陳情要旨

現在「市民いこいの家」が家屋耐震診断の結果、閉館し売却活動が進行中です。これに関し、市が小金井市社会福祉協議会に対し(1)(2)を申し入れるように要望します。また市には(3)を配慮するように要望します。

- (1) 小金井市社会福祉協議会は、遺贈者の意思を尊重し、市民いこいの家の売却にあたり、庭園を残す条件を付けて出来るだけ高値で売るよう努力すること
- (2) 売却活動は、公平かつ透明な形で行うこと
- (3) (1)(2)を実現するために、市として固定資産税の支払い猶予など何らかの支援をしてほしい

2 陳情理由

(1) 「桜町市民いこいの家」のパンフレットには、『小金井市社会福祉協議会は…(故藤田君さんは)地域住民の方々に利用していただくように建物と庭園を寄贈されたのだと思います。…』と遺贈者の意思を汲んでいます。5年経たら売却してよいという許可を得ているそうですが、そこには売却金を小金井市社会福祉協議会の福祉活動に有効に使ってほしいという遺贈者の意向があると考えていいと思います。

そうであるならば、小金井市社会福祉協議会は、庭園を(可能な限り)残す条件をつけて、社会福祉協議会が最も利益を得る(開発業者などが一番儲ける事を避ける)価格で売却を行う責務があります。現在の状況はそうならないように見えます。例えば、条件はついておらず、入札の最低売買価格8500万円は坪単価30万円で路線価とは大きく隔たります。更地にして開発する動きもあります。社会福祉協議会は再検討するべきだと思います。

(2) 今回、入札から一者随意契約に至るまでの過程が非常に不公平で透明性を欠いているように見えます。例えば、入札金額8500万円の確定、公募媒体を社協のHPといこいの家のほりがみに限ったこと、社協顧問弁護士に売却について一切委任したことなどです。売却を公平かつ透明な形で行うよう見直してください。

(3) (1) (2) を実現するためには、ある程度の時間が必要だと思います。そのことを配慮して、市には売却活動期間の社会福祉協議会の固定資産税支払いを免除あるいは猶予するなどの援助措置を取ってもらいたいと思います。

本件の背景として、小金井市では地主(旧土地所有者)の土地売却価格と将来住民(新土地所有者)の土地購入価格のギャップが大きいこと。「売り急ぐ、広すぎる、解体費用がかかる」などを口実としてディベロッパーが主導権を握った開発が行われ、その結果小金井の景観が失われつつある現状が背景にあることに注目して頂きたい。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 79 号

前原町 3 丁目大規模宅地開発 市道213号線と接する擁壁の高さを制限することを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)






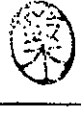
令和 3 年 12 月 20 日
(西暦 2021 年)


陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	稲葉 正紀 ほか 24 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 12 月 20 日 13:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任


令和3年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫様

東京都
陳情代表者 小金井市前原町
稲葉正紀

前原町3丁目大規模宅地開発 市道213号線と接する

擁壁の高さを制限することを求める陳情書

前原町3丁目大規模宅地開発(添付資料①)は、平地を大きく盛土し、約1.5~3m(添付資料②)もの擁壁を作る計画です。

開発地は宅地造成工事規制区域(添付資料③)に含まれ、宅地造成に伴い災害が生じる恐れ
の大きい土地として指定されています。盛土で高さが1mを超える崖を生じる擁壁工事に
は規制がございます。(添付資料④)擁壁の設計は隣接する公道の管理者(小金井市)等と
十分協議して設計することが定められています。(添付資料⑤)

このような土地に無理な盛土は自然環境を大きく損なうだけでなく、有事の際の避難にも
大きな支障をきたすものと考えます。

また、開発地の新たな住人と既存住人のコミュニティーを妨げるものとなり、開発に当たっ
て地域環境との調和を求める市の考え方に反するものでもあります。(添付資料⑥)

この計画では、開発後の道幅は最大で2.9mの幅にしかならず、緊急車両が通れません。た
とえ条例や規制等の基準に合致していても、この地が宅地造成工事規制区域に指定されて
いることを踏まえると、より広い道幅、緊急車両が通れる広さの道路が必要だと考えます。
2.9m弱の幅の道路に身長より遥かに高い3m弱もの高い擁壁、その圧迫感は相当なもので
心理的に大きな不安感を近隣住民が抱えていることも忘れないでいただきたいと思ひます。
開発地南側のように狭い道路に高い擁壁がある所は他にはありません。

開発地南側から市道213号線に抜ける道は無く、北側には出口道路が無く、東側隣接既存
住居も1.5mの擁壁が作られます。この新たに作られる開発地は、わずかな接道2か所を
除き、そのほとんどを周辺と隔離しています。そのような地域も他にはありません。今回の
開発がいかにか特出しているか、一つ一つの基準のみを考えるのではなく、全体を見てお考え
いただくようお願い申し上げます。

資料① 土地利用計画図

資料② 計画地南側断面図

資料③ 大規模盛土造成地域マップ（小金井市）

オレンジ色網掛け地が宅地造成工事規制地域になります。

資料④ 都市：造成規制法の概要

資料⑤ 「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準

第2章開発許可の基準等 p.103 7-4-2

資料⑥ 小金井市宅地開発等の手引き p.26 小金井市環境配慮指針

資料⑦ 小金井市宅地開発等の手引き p.19 小金井市宅地開発指導要綱 第4条2号

【陳情事項】

- ・開発地南側の盛土、擁壁の高さを子供やお年寄りでも安全に飛び降りたり、乗り越えることが出来る高さ、「50cm」程度にするようお願い致します。
- ・同意書を出す場合は、変更した計画を周辺地域に知らせ、周辺地域の同意を得た上で提出していただくようお願い致します。

この陳情は開発そのものに反対するものではありません。小金井市環境指針に沿った小金井市らしい街づくりを望むものです。周辺住民の生活環境や自然環境に配慮した開発になるよう、市として開発業者と十分に協議し、指導して下さいますようお願い申し上げます。開発は2022年4月着手を予定されています。可能な限り早い決定をお願い申し上げます。

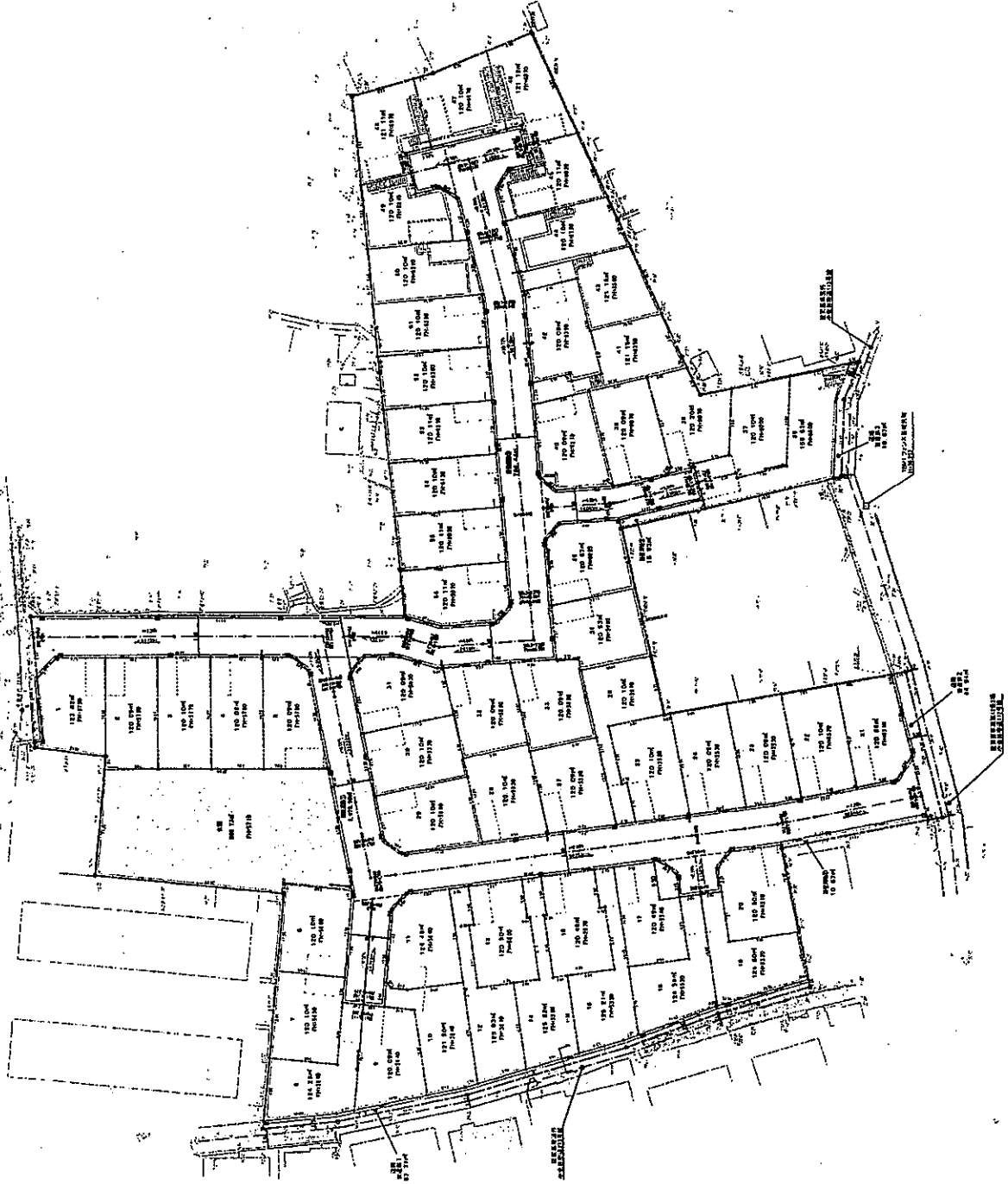
土地利用計画図
A3: S=1/800
小金井市前原町三丁目1586番4 外

土地利用計画図区分表

区分	面積	割合	備考
第一種住居地域	2,097.79㎡	77.4%	用途地域
第二種住居地域	1,079.75㎡	39.1%	用途地域
第三種住居地域	794.42㎡	28.6%	用途地域
第四種住居地域	44.11㎡	1.6%	用途地域
第五種住居地域	15.67㎡	0.56%	用途地域
合計	2,747.74㎡	100%	

凡 例

用途地域	第一種住居地域	100-1
用途地域	第二種住居地域	100-2
用途地域	第三種住居地域	100-3
用途地域	第四種住居地域	100-4
用途地域	第五種住居地域	100-5
用途地域	第六種住居地域	100-6
用途地域	第七種住居地域	100-7
用途地域	第八種住居地域	100-8
用途地域	第九種住居地域	100-9
用途地域	第十種住居地域	100-10



件名	東京都小金井市前原町三丁目計画		
種別	土地利用計画図		
図面番号	No.	縮尺	A1: 1/300 A3: 1/800
製図年月日	2021.11.10		
承認	設計	担当	施工

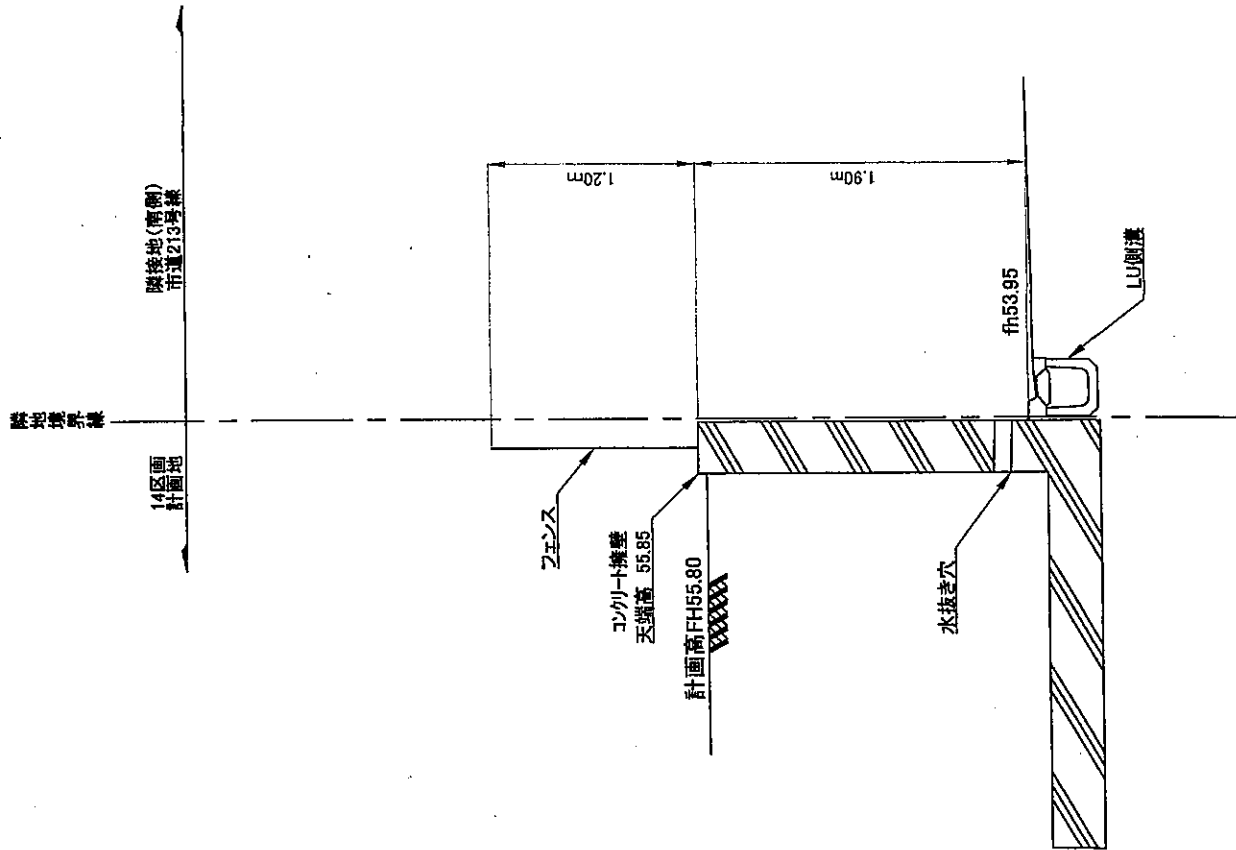
都市総合計画設計
CITY TOTAL PLANNING DESIGN
一級建築士

※この計画は行政機関等により変更となる可能性があります。

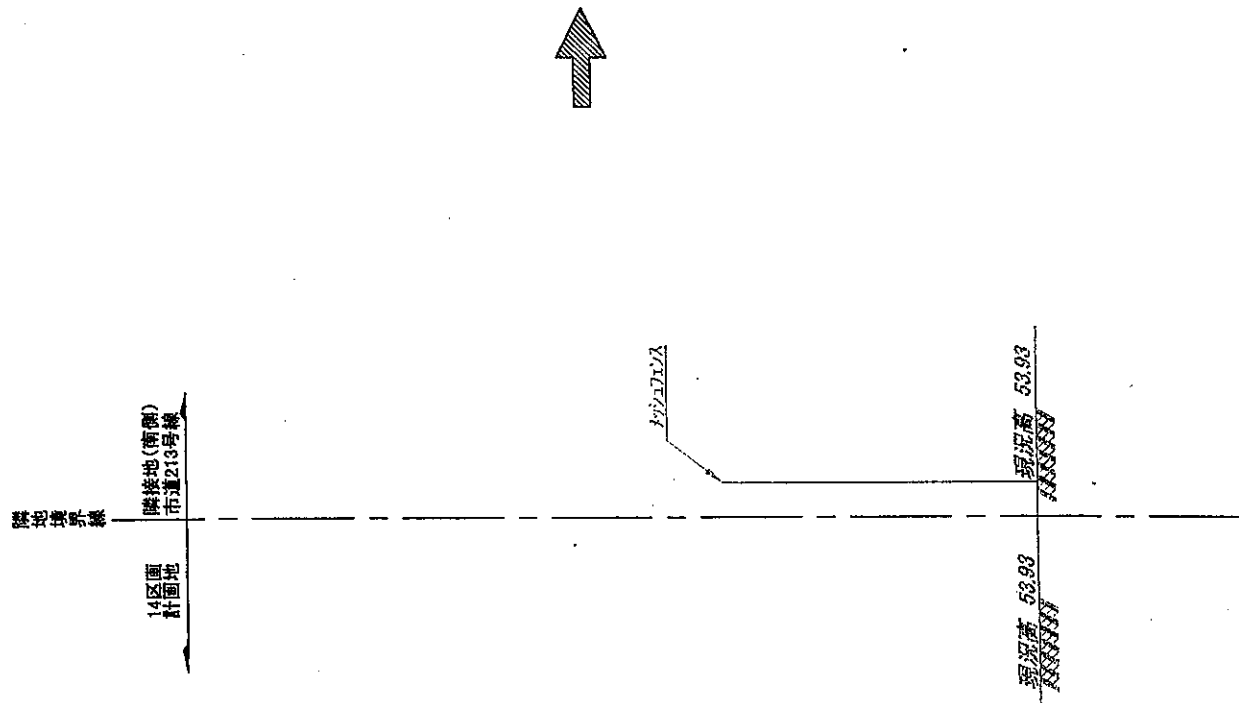
計画地南側断面図

S=1/30

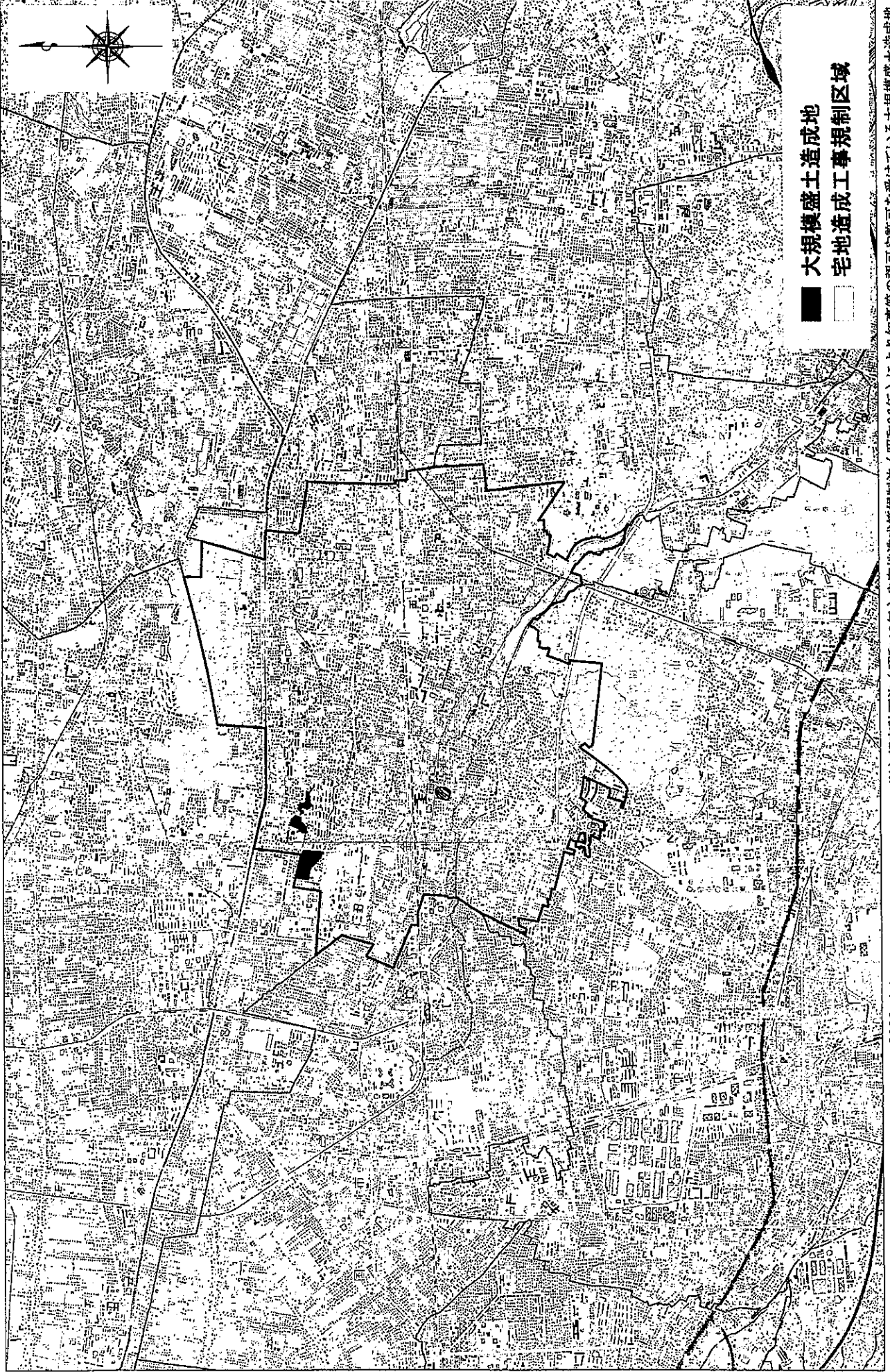
計画



現況



大規模盛土造成地マップ（小金井市）④ 開発地



0 300 600 1000 1500 3000 (m)

※) 都市計画法（昭和43年）や宅地造成等規制法（昭和36年）により知事等の認可や許可を受けている大規模盛土造成地（ニュータウン、区画整理、開発行為）は、造成工事の際に所定の安全性が確保されています。

都市：宅地造成等規制法の概要

1) 宅地造成工事規制区域

1. 宅地造成工事規制区域の指定

都道府県知事等(※)は、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができます。

お住まいの地域における宅地造成工事規制区域の位置等については、お近くの自治体にお問い合わせください。

※『都道府県知事等』とは、

- 都道府県知事(但し、以下の2及び3の場合を除く。)
- 政令市・中核市・特例市においては、それぞれの長
- 地方自治法に基づいて都道府県知事から許可等の権限を移譲された市町村(事務処理市町村)の長を言います。

2. 許可の対象となる行為等

宅地造成工事規制区域内の土地で、次のいずれかに該当する宅地造成に関する工事を行う場合には、都道府県知事等の許可が必要です。

- (1) 切土で、高さが2mを超える崖(30度以上の斜面)を生ずる工事
- (2) 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずる工事
- (3) 切土と盛土を同時に行う時、盛土は1m以下でも切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずる工事
- (4) 切土、盛土で生じる崖の高さに関係なく、宅地造成面積が500㎡を超える工事

これらの工事のうち、

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
 - ・切土又は盛土をする土地の面積が1500㎡を超える土地における排水施設の設置
- を行う場合、次のいずれかに該当する者の設計による必要があります。

- (1) 大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (2) 短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 短期大学又は高等専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

資料⑤ 「都市計画法」抜粋

7-4 擁壁

7-4-1 擁壁の種類

擁壁には主に次のような種類がある。このような擁壁を用いる場合は、開発登録簿、土地利用計画図、造成計画図に、擁壁の種類、地上高（見え高）、延長を記載すること。また、擁壁の断面図を開発登録簿に記載すること。

- (1) 間知石等練積み造擁壁
- (2) 片持ばり式擁壁（RC擁壁）
- (3) 控え壁式擁壁（RC擁壁）
- (4) 重力式擁壁

7-4-2 擁壁の設置計画

(1) 配置計画

- ① 国、都、市等に帰属することとなる公共の用に供する敷地内には、原則としてこれを隣接する擁壁の基礎を築造しないこと。
- ② 開発区域に含まれていない周辺公道の隣接際を切り盛りして擁壁又は斜面を造る場合は、その公道の管理者等と十分協議して設計すること。
- ③ 施行地区周辺の住民には、事前にその工事の内容を十分に説明すること。
- ④ 開発区域周囲の家屋等に隣接する擁壁については、隣接地との高低差が3m未満になるように計画地盤高を設定すること。またやむを得ず地上高（H：見え高）3mを超える擁壁を設置する場合には、隣接の土地所有者及び建物所有者の同意を得ること。

なお、同意が得られない場合、地上高（見え高）の20%以上あるいは開発区域が擁壁の下部に位置する場合は構造物、基礎及び裏込め等の厚さの総厚のうちの大きい方の離隔を確保すること。（次頁の図を参照）

小金井市環境配慮指針

小金井市まちづくり条例(平成18年条例第2号)第38条の規定に基づき、事業者が同条例第37条に規定する指定開発事業(以下「指定開発事業」という。)を行うに当たっての指針として、小金井市環境配慮指針を次のとおり定める。

- 1 事業者は、指定開発事業の計画に当たっては、環境配慮基準(別紙)に適合するよう配慮し、法令、条例等の規定に指定開発事業が合致する場合においても、その事業活動によって周辺地域の生活環境、自然環境等を損なわないよう、自らの責任と負担により必要な措置を講じ、環境との調和に努めなければならない。
- 2 事業者は、土地や景観が現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であり、地域の自然的、社会的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるべきことを十分認識し、良好な都市景観の形成に配慮した事業活動を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が行うまちづくりに係る施策に協力するとともに、環境との調和及び環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造を図らなければならない。
- 4 事業者は、災害から市民の生命、身体及び財産の安全を守るため、十分な防災対策を講じ、かつ、すべての人が建物及び都市施設を安全で円滑に利用できるようなまちづくりを積極的に推進しなければならない。

小金井市宅地開発等指導要綱（全文）

小金井市宅地開発等指導要綱（平成19年2月1日制定）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、事業者が設置する公共施設及び公益的施設の設置基準及び指定開発事業の施行に関して事業者が遵守すべき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発区域 指定開発事業を施行する区域をいう。
- (2) ワンルーム形式の共同住宅 居室が一つで主に単身者が使用する住戸が集合し、1棟を形成する建築物をいう。

（都市計画道路）

第3条 事業者は、開発区域内に都市計画道路が定められているときは、都市計画事業の施行に支障とならないようその土地利用について、市長と協議するものとする。

（開発区域内道路）

第4条 事業者は、指定開発事業を行おうとするときは、次に掲げる規定により区画道路、開発区域周辺道路、取付道路等について、自己の負担で整備するものとする。

- (1) 開発区域内の道路幅員は、原則として6メートル以上とすること。ただし、小区間で街区及びその周辺の状況等により交通上支障がない場合は、別表第1に定めるところによるものとする。
- (2) 開発区域に接する既存道路で幅員6メートル未満の場合は、原則として道路の中心から3メートル以上後退すること。
- (3) 開発区域内において、道路が平面交差する部

分には、3メートルの隅切りを設けること。

- (4) 道路の整備は、原則として中級舗装以上とし、かつ、路面排水は現場打街きよによること。
- 2 市長は、必要と認める場合は、事業者に対し、前項の規定による道路について市への無償提供を求めるものとする。

（交通安全施設）

第5条 事業者は、開発区域内外に必要な道路照明施設、道路反射鏡等の交通安全施設を設置する場合は、自己の負担で設置しなければならない。

- 2 事業者は、条例第37条第1号に規定する開発事業で開発区域内に電柱を設置する場合は、防災及び交通安全の向上のため、宅地内に設置するものとする。

（公園及び緑地等）

第6条 事業者は、開発区域内に都市計画公園が定められているときは、その都市計画事業の施行に支障とならないようその土地利用について、市長と協議するものとする。

- 2 事業者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の指定開発事業を行おうとするときは、別表第2に定める基準により開発区域の面積の6パーセント以上の面積の公園又は緑地を自己の負担で整備するものとする。
- 3 事業者は、条例第37条第2号から第4号までのいずれかに該当する開発事業でその面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の事業を行おうとするときは、別表第2に定める基準により開発区域の面積の5パーセント以上の面積の公園又は緑地を自己の負担で整備するものとする。
- 4 公園又は緑地は、公道に面して設置し、形状は、原則として正方形とするものとする。
- 5 前3項の規定により整備した公園又は緑地の帰属又は提供及び管理区分は、別表第3に掲げるところにより措置する。ただし、第3項に規定する公園又は緑地の整備について、開発区域の用途地域が商業地域内又は近隣商業地域内にある場合は、別途協議するものとする。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる公益的施設及び非住宅系施設の開発事業につ

陳 情 文 書 表

3 陳情第 80 号

前原町 3 丁目大規模宅地開発 市道213号線と接する開発地の3mのセットバックを求
める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 3 年 1 2 月 2 0 日
(西暦 2 0 2 1 年)


陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	稲葉 正紀 ほか 23 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 1 2 月 2 0 日 13:45			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任


令和3年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫様

東京都
陳情代表者 小金井市前原町
稲葉正紀

前原町3丁目大規模宅地開発 市道213号線と接する

開発地の3mのセットバックを求める陳情書

前原町3丁目大規模宅地開発(添付資料①)は、平地を大きく盛土し、約1.5~3m(添付資料②)もの擁壁を作る計画です。

開発地は宅地造成工事規制区域(添付資料③)に含まれ、宅地造成に伴い災害が生じる恐れのある大きい土地として指定されています。盛土で高さが1mを超える崖を生じる擁壁工事には規制がございます。(添付資料④)擁壁の設計は隣接する公道の管理者(小金井市)等と十分協議して設計することが定められています。(添付資料⑤)

このような土地に無理な盛土は自然環境を大きく損なうだけでなく、有事の際の避難にも大きな支障をきたすものと考えます。

また、開発地の新たな住人と既存住人のコミュニティーを妨げるものとなり、開発に当たって地域環境との調和を求める市の考え方に反するものでもあります。(添付資料⑥)

この計画では、開発後の道幅は最大で2.9mの幅にしかならず、緊急車両が通れません。たとえ条例や規制等の基準に合致していても、この地が宅地造成工事規制区域に指定されていることを踏まえると、より広い道幅、緊急車両が通れる広さの道路が必要だと考えます。2.9m弱の幅の道路に身長より遥かに高い3m弱もの高い擁壁、その圧迫感は相当なもので心理的に大きな不安感を近隣住民が抱えていることも忘れないでいただきたいと思います。開発地南側のように狭い道路に高い擁壁がある所は他にはありません。

開発地南側から市道213号線に抜ける道は無く、北側には出口道路が無く、東側隣接既存住居も1.5mの擁壁が作られます。この新たに作られる開発地は、わずかな接道2か所を除き、そのほとんどを周辺と隔離しています。そのような地域も他にはありません。

開発地南側 市道 213 号が建築基準外道路であることは理解しておりますが、宅地造成工事規制区域に指定されていることを考慮していただき、通常通りの 3 m(添付資料⑦)のセットバックを求めます。

道路の設計に関しては、管理者(小金井市)等と十分協議して設計することが定められています。小金井環境配慮指針では、「規定に合致する場合においても」とあります。(添付資料⑥) 道路は市との協議が必要です。市ができることは多くあります。基準に合致していても、安全に配慮し、通常と同じ程度のセットバックを指導して下さいますようお願い申し上げます。

今回の開発がいかに特出しているか、一つ一つの基準のみを考えるのではなく、全体を見てお考えいただくようお願い申し上げます。

資料① 土地利用計画図

資料② 計画地南側断面図

資料③ 大規模盛土造成地域マップ(小金井市)

オレンジ色網掛け地が宅地造成工事規制地域になります。

資料④ 都市：造成規制法の概要

資料⑤ 「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準

第 2 章開発許可の基準等 p.103 7-4-2

資料⑥ 小金井市宅地開発等の手引き p.26 小金井市環境配慮指針

資料⑦ 小金井市宅地開発等の手引き p.19 小金井市宅地開発指導要綱 第 4 条 2 号

【陳情事項】

市道 213 号線と接する開発地南側道路の 3m のセットバックを指導するようお願いいたします。

・同意書を出す場合は、変更した計画を周辺地域に知らせ、周辺地域の同意を得た上で提出していただくようお願い致します。

この陳情は開発そのものに反対するものではありません。小金井市環境指針に沿った小金井市らしい街づくりを望むものです。周辺住民の生活環境や自然環境に配慮した開発になるよう、市として開発業者と十分に協議し、指導して下さいますようお願い申し上げます。開発は 2022 年 4 月着手を予定されています。可能な限り早い決定をお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 8 号

前原町3丁目大規模宅地開発で既存樹木保護を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3年 12月 20日
(西暦2021年)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	稲葉 正紀 ほか 23人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日	令 和 3 年 12 月 20 日 13:45					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任

令和3年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫様

東京都
陳情代表者 小金井市前原町
稲葉正紀

前原町3丁目大規模宅地開発で既存樹木保護を求める陳情書

開発地では東京都における自然の保護と回復に関する条例での許認をとらずに開発地の樹木を伐採しています。既にほとんどの既存樹木が伐採されてしまいました。

東京都条例に抵触している可能性があると考え 許可について確認しましたが、「東京都知事から着手許可を取ったので、既存樹木の保護に関する計画や自然の保護と回復に移管する条例とは関係なく伐採を行った」と開発業者から回答がありました。

東京都の条例を読むと 文化財調査(今回の試掘)の伐採でも工事に着手したことになり条例違反となります。(添付資料①)また、小金井市環境配慮基準でも既存樹木を残す配慮をするよう記載されております。(添付資料②)

残念ながら既に伐採された樹木は戻りませんが、小金井市として最低限、現在残っている既存樹木の保護に関する計画を立てるように業者を指導して下さいますようお願い申し上げます。万が一業者が誠意ある対応を行わない場合には、市から開発許可を出すことが無いように求めます。

資料① 東京都条例による開発の規制

資料② 小金井市環境配慮指針

【陳情事項】

- ・現在残っている既存樹木の保護に関する計画を立てるように業者を指導して下さいますようお願い申し上げます。
- ・同意書を出す場合は、変更した計画を周辺地域に知らせ、周辺地域の同意を得た上で提出していただくようお願い致します。

この陳情は開発そのものに反対するものではありません。小金井市環境指針に沿った小金井市らしい街づくりを望むものです。周辺住民の生活環境や自然環境に配慮した開発になるよう、市として開発業者と十分に協議し、指導して下さいますようお願い申し上げます。開発は2022年4月着手を予定されています。可能な限り早い決定をお願い申し上げます。

資料①

◁ トップページ ▷ 自然環境 ▷ みどりの保全 ▷ 条例による開発の規制

条例による開発の規制

ページ番号：235-981-279

更新日：2020年11月26日

コロナウイルス感染拡大に伴い、開発許可の事前相談については郵送での受付も行っております。詳しくはこちらをご覧ください。

条例による開発の規制について

東京都では、都内で1,000平方メートル(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては250平方メートル)以上の敷地で開発計画や建築計画等がある際は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」(略称自然保護条例)の第47条・48条及び第14条に基づき、「開発の規制」又は「緑化の指導」(「緑化計画書制度」参照)を行っています。

「開発の規制」に該当する計画は、「知事の許可」を必要とします。

根拠条例

「東京における自然の保護と回復に関する条例」(略称 自然保護条例)第47条(又は第48条)

対象となる行為の規模

甲地域の場合は3,000平方メートル以上、乙地域の場合は1,000平方メートル以上

・甲地域とは主に市街化区域(風致地区を除く)など、乙地域とは主に風致地区や市街化調整区域などで、詳細は施行規則により定めています。詳細は、「開発の手引」をご覧ください。

なお、開発の許可が必要な行為に該当した案件で、その面積が30,000平方メートル以上である場合、もしくは知事が特に必要と認める場合は、当該計画について「東京都自然環境保全審議会」の意見を聴く必要が生じます。

対象となる行為

一定規模の自然地を含む土地において、建築物その他の工作物の建築の用に供するために行うものや住宅の建築の用に供するために行うものなど、条例で定められた行為を対象とします。

自然地とは、樹林地、草地、農地、池沼等又はこれに類する状態にある土地をいい、現地調査等により自然地に該当するかどうか判断します。

一定規模とは、行為地の区域の総面積の三分の一以上の面積が自然地である状態、若しくは、一団で1,000平方メートル以上の面積の自然地がある状態をいう。

1. 建築物やその他の工作物の建築(新築、改築、増築)の用に供するために行うもの(以下、2から7までに該当するものを除く。)
2. 住宅の建築の用に供するために行うもの
3. ゴルフ場、運動場、その他これらに類する屋外運動競技施設の建設の用に供するために行うもの
4. 遊園地その他これに類する屋外娯楽施設の建設の用に供するために行うもの
5. 道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)の建設の用に供するために行うもの
6. 駐車場、資材置場又は作業場の建設の用に供するために行うもの
7. 墓地(墓地、埋葬等に関する法律第2条第5号に規定する墓地をいう。)の建設の用に供するために行うもの
8. 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること

9. 土砂等(埋立て又は盛土の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。)による埋立て及び盛土(1から8までに該当するものを除く。)

なお、上記条件等に適合する場合であっても、条例に定めるところにより適用除外となる行為があります。当該計画の行為が、条例に該当するかどうかは窓口にご相談下さい。

許可の要件

- ・既存樹木等の保護について検討が行われていること。
- ・緑地等の基準(施行規則第52条第2項第1号から第7号まで)に適合していること。
- ・申請の手続が規則の規定に違反していないこと。

国及び地方公共団体などが行う行為

開発の規制に該当する行為のうち、国及び地方公共団体が行う行為については、許可を必要としません。ただし、あらかじめ知事に協議しなければなりません。

開発の規制に該当する行為のうち、都市計画事業及び土地区画整理事業の施行として行う行為については、許可を必要としません。ただし、あらかじめ知事に協議しなければなりません。

留意事項

・行為地内の樹木の伐採、ボーリング等の掘削、切土盛土などを行うことは、工事に着手したことになりますので、許可前にそれらの行為を行わないようにしてください。なお、文化財調査や土壌汚染対策等の行為についても同様の扱いとなりますので、必ず事前に相談してください。

・開発許可に該当しない計画であっても、敷地面積が1,000平方メートル以上(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては250平方メートル以上)の土地において建築行為等、その他条例で定める行為を行う場合は、緑化計画書の届出に該当する場合がありますので、必ず事前に相談してください。

・「開発の許可を必要とする行為に該当するにもかかわらず、許可を受けずに行為を行った者」、「変更の許可を必要とする事項に該当するにもかかわらず、変更許可を受けずに行為を行った者」、「許可等を受けた行為が完了したにもかかわらず、完了の届出をせず、又は虚偽の届出をした者」は、罰金又は過料に処せられる場合があります。

・平成21年9月30日以前に、開発の許可を受けている案件については、事業が完了するまで、従前の基準によります。

手続きの流れ(概要)

1.事前相談(来庁の際は、事前に電話予約(窓口)してください。)

- ・必要書類(案内図、公図の写し(行為地及び周囲の土地所有者を記入のこと)、現況図、現況の写真、計画図(平面図など))

2.書類審査及び現地調査による判定

- ・条例第14条又は第47条(又は第48条)のいずれに該当するかを判定(いずれにも該当しない場合もあります。条例第14条に該当する場合は、「緑化計画書の届出」をご覧ください。)

3.条例第47条(開発の許可の申請)に該当する場合

- ・許可の基準のすべてを満足するように計画
- ・開発許可申請書の提出
- ・審査(計画内容及び書類等に不備がない場合、2週間程度)
(注意)東京都自然環境保全審議会に付議する案件の場合は別の流れとなります。)
- ・許可(規則で定めるすべての基準を満足している場合)、許可書の交付
(工事着工からしゅん工に至る)
- ・完了届出書の提出
- ・書類審査及び完了検査
- ・検査合格-検査済証の交付

4.完了後の届出

- ・ 緑地等管理計画書の提出(計画に沿って、緑地等に関して適切に維持管理を行う。)
- ・ 1年後に、緑地等管理状況報告書を提出

窓口

所管区域	提出先	所在地
区部・島しょ部・ 審議会案件	東京都環境局自然環境部緑環 境課 指導担当	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎19階中央 電話：03-5388-3455(直通)
多摩部	東京都多摩環境事務所自然環 境課 指導担当	〒190-0022 東京都立川市錦町四丁目6番3号 東 京都立川合同庁舎3階 電話：042-521-4809(直通)

お問い合わせ

このページの担当は自然環境部 緑環境課です。



[ページの先頭へ戻る](#)

[お問い合わせ](#)
[サイトポリシー](#)
[広報・SNS](#)

[個人情報保護基本方針](#)
[リンク集](#)

東京都環境局：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎電話：03-5321-1111（都庁代番）

Copyright © Bureau of Environment, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

資料②

(別紙)

環境配慮基準

小金井市では、平成15年7月に小金井市環境基本条例(平成15年条例第4号)を施行し、同条例第1条において環境の保全等に関する施策を市、市民、事業者等が協働して総合的かつ計画的に推進することを規定し、同条例第9条に基づく小金井市環境基本計画を平成17年10月に策定した。同計画中の、環境の保全等を積極的に推進するため、環境配慮基準を次のとおり定めるものとする。

1 緑を守り育てる

市内の私有地の緑や農地は年々減少しており、また、^{がい}国分寺崖線(はげ)なども急速に姿を変えようとしている現在、緑の保全とネットワークづくりの重要性を認識し、緑の具体的な保全・創造のため、指定開発事業の施行に当たっては、以下の事項に配慮すること。

◇緑化

- ・敷地面積から建物面積を除いた面積の20%以上の宅地内緑化をすること。
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)を遵守すること。
- ・敷地の緑化、建物の屋上や壁面の緑化、生垣造成等により、積極的に緑化を進めるよう配慮すること。
- ・既存の樹木は、残すように配慮すること。

2 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

都市化による地表の被覆や地下水脈の分断などを原因として湧水量が減少している現在、健全な水循環を取り戻し、地下水及び湧水を保全するため、指定開発事業の施行に当たっては、以下の事項に配慮すること。

◇水循環

- ・雨水浸透施設の技術指導基準(昭和63年5月18日制定)により、雨水浸透ます及び浸透管などの雨水浸透施設を設置すること。
- ・雨水貯留施設を設置し、雨水の積極的な利用に配慮すること。
- ・駐車場について、浸透性舗装にするなどにより、雨水の地下浸透を図ること。

◇水質

- ・下水道法(昭和33年法律第79号)及び小金井市下水道条例(昭和44年条例第33号)を遵守すること。
- ・日常の監視、定期的な測定、担当者の選任等適正な維持管理を行うこと。

◇地盤沈下の防止及び地下水保全

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成

12年東京都条例第215号。

以下「環境確保条例」という。)を遵守すること。

- ・小金井市の地下水及び湧水を保全する条例(平成16年条例第2号)を遵守すること。

3 自然環境を一体的に保全する

既存の緑地や水辺をつなぎ、緑と水の一体性や連続性を持たせ、生きものにとって住みやすく、人にとっても自然との豊かなふれあいが得られる環境を創造するため、指定開発事業の施行に当たっては、以下の事項に配慮すること。

◇自然生態系

- ・緑と水を一体的に保全し、連続性を確保すること。
- ・生物の多様性を保全するため、生息空間の保全及び創出並びに動植物の保護を進めること。

- ・外来生物の安易な利用等により生態系を攪乱することのないように配慮すること。

- ・東京都景観条例(平成9年東京都条例第89号)に規定する景観基本軸周辺で行う開発事業について、自然生態系との調和に配慮すること。

- ・自然環境の改変に当たっては、自然生態系の保全、回復及び創出に積極的に配慮すること。

- ・地域の動植物をめぐる自然の生態系及び生育環境との調和を図ること。

4 公害を未然に防止する

住宅と事業所の近接する地域における都市生活型の公害が発生している状況を鑑み、公害の未然防止の観点に立ち、健康で安全に暮らせる環境を守っていくため、指定開発事業の施行に当たっては、以下の事項に配慮すること。

◇大気汚染

- ・環境確保条例を遵守すること。
- ・排気口の位置、高さ及び向きについて、十分配慮する

陳 情 文 書 表

3 陳情第 82号

前原町3丁目大規模宅地開発に関して提供公園の位置の再考を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 3年 12月 20日
(西暦2021年)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	稲葉 正紀 ほか 23 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 12 月 20 日 13:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任


令和3年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫様

東京都

陳情代表者 小金井市前原町

稲葉正紀

前原町3丁目大規模宅地開発に関して 提供公園の位置の再考を求める陳情書

前原町3丁目大規模宅地開発(添付資料①)は、平地を大きく盛土し、約1.5~3m(添付資料②)もの擁壁を作る計画です。

地形を無視した盛土を行い、擁壁で分断し、周辺地域と開発地は全く別の環境になります。

開発地南側から市道213号線に抜ける道は無く、北側には出口道路が無く、東側隣接既存住居も1.5mの擁壁が作られます。この新たに作られる開発地は、わずかな接道2か所を除き、そのほとんどを周辺と分断しています。

公園の位置が開発地内では、その存在は周辺地域からは見えません。開発区域住民の為だけの公園にならないように、すべての住民が利用しやすいように、既存の道と接して作るよう指導して下さい。

資料① 土地利用計画図

資料② 計画地南側断面図

【陳情事項】・開発地内(資料①)の提供公園の位置については、既存の住民との地域コミュニティ、地域防災の観点から、開発地内に作るのではなく新旧の地域で市民交流が図れるよう既存の道と接して作るよう指導して下さい。

・同意書を出す場合は、変更した計画を周辺地域に知らせ、周辺地域の同意を得た上で提出していただくようお願い致します。

この陳情は開発そのものに反対するものではありません。小金井市環境指針に沿った小金井市らしい街づくりを望むものです。周辺住民の生活環境や自然環境に配慮した開発になるよう、市として開発業者と十分に協議し、指導して下さいますようお願い申し上げます。開発は2022年4月着手を予定されています。可能な限り早い決定をお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 83 号

前原町 3 丁目大規模宅地開発に関して開発地を防音柵または防音壁で囲い工事を行う
ことを求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 3 年 12 月 20 日
(西暦 2021 年)


陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	稲葉 正紀 ほか 24 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 12 月 20 日 13:45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

主 任


令和3年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫様

東京都

陳情代表者 小金井市前原町

稲葉正紀

前原町3丁目大規模宅地開発に関して開発地を防音柵

または防音壁で囲い工事を行うことを求める陳情書

開発地(資料①) 地造成工事規制区域内(資料②)での工事では、開発業者から「工事を行う場所を柵で覆うが、防音ではない」という説明がありました。市の条例では騒音を出す場合は防音壁を設置する様 求める記載があります。(資料③)

市の条例を遵守し、防音柵で開発地を覆う様に指導するようお願いします。

開発業者は小金井市環境配慮指針を遵守していません。

今のような開発のままでは絶対に開発の同意は行わないで下さい。

資料①土地利用計画図

資料②大規模盛土造成地域マップ(小金井市) オレンジ網掛け地が宅地造成工事規制地域

資料③小金井市宅地開発の手引き P28 環境配慮指針(騒音)

【陳情事項】

- ・開発地を防音柵、または防音壁で囲い工事を行うことを要請することを求めます。
- ・同意書を出す場合は、変更した計画を周辺地域に知らせ、周辺地域の同意を得た上で提出していただくようお願い致します。

この陳情は開発そのものに反対するものではありません。小金井市環境指針に沿った小金井市らしい街づくりを望むものです。周辺住民の生活環境や自然環境に配慮した開発になるよう、市として開発業者と十分に協議し、指導していただきますようお願い申し上げます。開発は2022年4月着手を予定されています。可能な限り早い決定をお願い申し上げます。

資料③ 小金井市宅地開発のガイド 環境配慮指針 抜粋

こと。

- ・排気処理の方法について、十分配慮すること。
- ・粉じん等が飛散しないような適正な処置をすること。
- ・自動車の不必要なアイドリングを防止する適切な処置をすること。
- ・使用する燃料の質について、十分配慮すること。
- ・揮発性物質の適正な管理について、十分配慮すること。
- ・日常の監視、定期的な測定、担当者の選任等適正な維持管理を行うこと。

◇悪臭

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）を遵守すること。
- ・環境確保条例を遵守すること。
- ・排気口の位置、高さ及び向きについて十分配慮すること。
- ・廃棄物等の適正な保管をすること。
- ・脱臭装置の設置と施設の密閉性を確保すること。
- ・においの種類に応じた防臭・脱臭を行うこと。
- ・日常の監視、定期的な測定、担当者の選任等適正な維持管理を行うこと。

◇騒音

- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）を遵守すること。
- ・環境確保条例を遵守すること。
- ・近隣の住居に面している方向には、騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないよう配慮すること。やむを得ず配置する場合は、遮音壁の設置や緑地帯の確保等の十分な対策を図ること。
- ・壁、窓などの遮音性を確保すること。
- ・換気口の位置、高さ及び向きについて、十分配慮すること。
- ・緩衝空間を設置すること。
- ・施設、設備の種類及び作業方法について、十分配慮すること。
- ・日常の監視、定期的な測定、担当者の選任等適正な維持管理を行うこと。

◇振動

- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）を遵守すること。
- ・環境確保条例を遵守すること
- ・壁、窓など防振性を確保すること。
- ・緩衝空間を設置すること。
- ・施設、設備の種類及び作業方法について、十分配慮すること。

- ・日常の監視、定期的な測定、担当者の選任等適正な維持管理を行うこと。

◇土壌汚染

- ・環境確保条例に定める土壌汚染対策指針を遵守すること。
- ・事業所の廃止又は建物の除去あるいは土地の改変を行うときは、敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を報告すること。
- ・土地を譲り受け開発する場合、前所有者から引き継いだ土壌汚染状況を報告すること。
- ・日常的な監視、定期的な点検、担当者の選任等適正な維持管理を行うこと。

◇電波障害

- ・電波障害防止調査及び必要な施設の設置を開発事業者の負担で行うこと。
- ・工事中も含め、近隣関係住民に被害が生じないようにすること。
- ・設置した施設の維持管理に必要な事項は、関係者との間で取り決めること。
- ・ケーブルテレビの活用などの効果的な電波障害対策を実施すること。

◇日照阻害及び周辺生活環境

- ・東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和53年条例第63号）を遵守すること。
- ・近隣関係住民のプライバシーに配慮し、建築物の窓に目隠しの設置等の措置を講ずること。
- ・既存の緑や水のネットワーク化を図り、風の通り道を確保するよう配慮すること。

◇防災対策

- ・市長が必要と認める場合、消防水利の確保のため、容量40立方メートル以上の防火貯水槽、消火栓等を設置すること。
- ・市から、災害時の協力等に関する協定の締結要請があった場合は、必要な協力を行うこと。

5 小金井らしい景観をつくる

「みどり豊かで快適な魅力あるまち」にふさわしい自然景観や歴史的景観を積極的に保全し、周辺との調和を図り、小金井らしい景観を創造するため、指定開発事業の施行に当たっては、以下の事項に配慮すること。

◇景観

- ・東京都景観条例を遵守すること。
- ・建築物の建設に当たっては、周辺の環境と調和した施

陳 情 文 書 表

3 陳情第 84 号

住民投票制度改革に関する

陳情書 (その4)

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 12 月 20 日
(西暦 2021)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 12 月 20 日 14:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
		/		/			

2021年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成 [REDACTED]

住民投票制度改革に関する陳情書（その4）

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、
以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、隣市である武蔵野市は、住民投票制度の導入に関して論争となっており、報道も続いています。

小金井市においては、平成20年度に市民参加条例が議員発議で改正され、「投票資格者の13%以上の有効署名で住民投票の実施を求めた場合、市長も議会も実施を拒否できない」という住民投票条項を盛り込みました。

以来、十有余年の歳月が流れましたが、まだこの条項を使つての署名運動も、住民投票の実施の請求も、行われていません。

これは、当初「10%以上」で可決されたものの、市長による再議（拒否権）発動で可決が無効になり、最終的に「13%以上」となったことと無縁ではないと思います。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

「地方自治法に基づく住民投票条例制定を求める直接請求の署名」と、「小金井市市民参加条例に基づく住民投票の実施を求める請求の署名」について、一回の署名で双方の制度における署名として認めることができるよう検討を行い、法的に実現可能な場合には、所要の例規改正を図ってください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 85 号

新小金井駅西口駅前広場の都市景観に配慮した適切な整備を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年 12 月 20 日
(西暦 2021)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 12 月 20 日 14:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
		/		/			

2021年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成 [REDACTED]

新小金井駅西口駅前広場の都市景観に配慮した 適切な整備を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

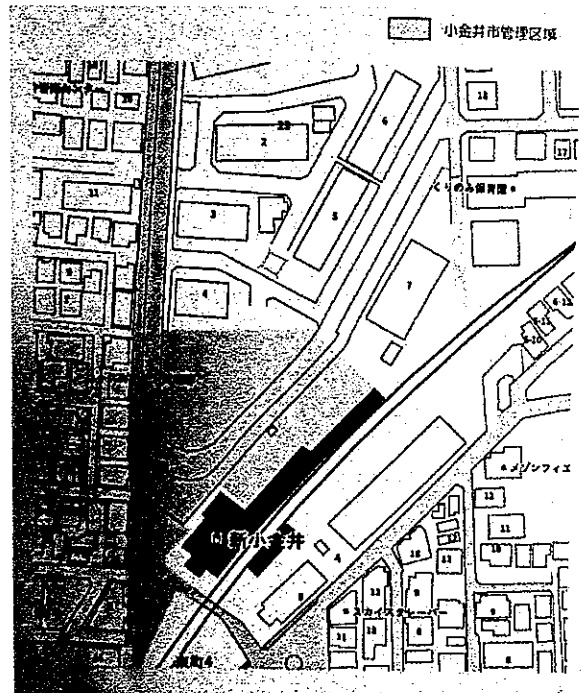
さて、私が暮らす東町には西武多摩川線の新小金井駅があります。JRの駅に比べると乗降人口は少ないですが、駅周辺には地域密着型の商店街が形成され、ロケ地としても注目されています。

しかしながら、西口駅前広場は、樹木の老齢化が目立ち、また都市景観上も好ましくない要素が非常に多い現状です。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 新小金井駅西口駅前広場のうち、都市景観上の問題を抱えるエリアに関して、地元住民や商店会、西武鉄道とも十分に協議の上、都市景観に配慮した適切な整備を図ってください。
- 2 整備にあたっては、地域活性化に資するイベント開催などにも対応できる内容をご検討ください。
- 3 整備内容の検討にあたっては、専門的知見を有する方の意見も聞くなどして、完成度の高いものをめざしてください。



以上

陳 情 文 書 表

3陳情第 86 号

東小金井駅北口に整備予定の駅前公園の地下に駐輪場を設置することの検討を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 年12月20日
(西暦2021)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 印 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 12 月 20 日 14:35				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
		/		/			

2021年12月20日

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

東小金井駅北口に整備予定の駅前公園の地下に 駐輪場を設置することの検討を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、東小金井駅北口では土地区画整理事業が進展しており、徐々に街並みも変わってまいりました。

同事業では、北口駅前広場（駅前ロータリー）の北側に駅前公園（1号公園）を整備する予定です。

令和3年第4回定例会の一般質問で、一議員から、当該駅前公園（1号公園）の地下に駐輪場を設置した場合の収容台数に関する質問がありました。市側は「約1300台」と答弁しました。なお、同議員の地下駐輪場の設置を求める質問に対して、市側は「議員ご提案の地下駐輪場は非常に有効と考えている」とした上で、「あらゆる場面で検討させていただくとともに、今後の研究課題とさせていただきたい」と答弁しました。

元々の計画になかった駅前への地下駐輪場設置を実現するとなれば、行政の判断もさることながら、議会の強力なバックアップも必要であろうと考えます。そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 市議会におかれては、東小金井駅北口駅前交通広場（駅前ロータリー）の北側に設置予定の公園（1号公園）の地下空間を活用し、恒久的かつ安定的に確保できる駐輪場の整備を実現することを本陳情書を採択することをもって市長に速やかな検討を求めてください。

以上